

有田川町第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画



令和6年1月時点

有田川町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害福祉施策にかかる主な動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 他計画との関連	6
第2章 本町の現状と課題	7
1 統計データからみる現状	7
2 障害福祉サービス等の実施状況	14
3 各種調査からみる現状	29
4 今後の方向性に向けた課題	34
第3章 計画の方向性と成果目標	35
1 基本的な視点	35
2 第7期障害福祉計画における成果目標	36
3 第3期障害児福祉計画における成果目標	41
第4章 活動指標【障害福祉計画・障害児福祉計画】	43
1 障害福祉サービスの見込量と確保方策【障害福祉計画】	43
2 地域生活支援事業の見込量と確保方策【障害福祉計画】	46
3 その他活動指標【障害福祉計画】	52
4 障害児福祉サービスの見込量と確保方策【障害児福祉計画】	56
第5章 推進体制	57
1 一人ひとりの障害特性に沿った相談・支援体制の実施	57
2 計画の管理と評価	57
資 料	58
1 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱	58
2 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会名簿	60
3 計画策定の経過	61
4 用語集	62

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年の障害者自立支援法の施行により、都道府県及び市町村に対して「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。また、平成30年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、都道府県及び市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するための仕組みが導入されました。

国においては、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づき都道府県、市町村が定める計画について基本的な指針を示しており、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（計画期間は令和6年4月～令和9年3月）に係る基本指針では、児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア児等に対する支援体制の充実、自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底などが盛り込まれました。

有田川町（以下「本町」という。）では、令和3年3月に「有田川町障害者計画・有田川町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人、障害のある子どもが自ら望む地域生活を送るために必要な障害福祉サービス等の充実に図るための取組を推進してきました。

計画期間中には新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴い地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会が制限されるなど、とくに障害のある人を含め脆弱な立場に置かれている人々が深刻な影響を受けました。また、地域で障害のある人が抱える課題は、障害の重度化、高齢化や、障害のある人とその家族等が支援につながらないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻なものとなることが懸念されています。

こうした社会情勢の変化や、これまでの本町の取組や国の動向、障害福祉サービス等へのニーズ変化等を踏まえ、新たに「第7期有田川町障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という）を策定するものです。

2 障害福祉施策にかかる主な動向

(1) 関連法令の動向

近年は、障害のある人の社会参加や雇用の促進に関する法律等が制定・改定されており、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進んでいます。

表に記載されている以外にも、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）やこども基本法（令和5年4月1日施行）など、本計画への関連が見込まれる法律の整備が進められています。

◆主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H30	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者雇用促進法	・障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進計画策定	・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R2	【改正】障害者雇用促進法	・事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度※)の開始 ※共に進む(ともにすすむ)を由来に、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待する制度
R3	【改正】障害者差別解消法	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・子どもや家族が住んでいる地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障害者が障害の種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
R5	障害者基本計画(第5次)策定	
R6	障害者総合支援法の改正・施行	・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設 等

(2)基本指針の見直しのポイント

国において、第7期・第3期計画策定にかかる基本指針について、主に以下内容の見直しが行われました。

◆基本指針見直しの主な事項(一部抜粋)

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備の推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上に設定
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施

障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

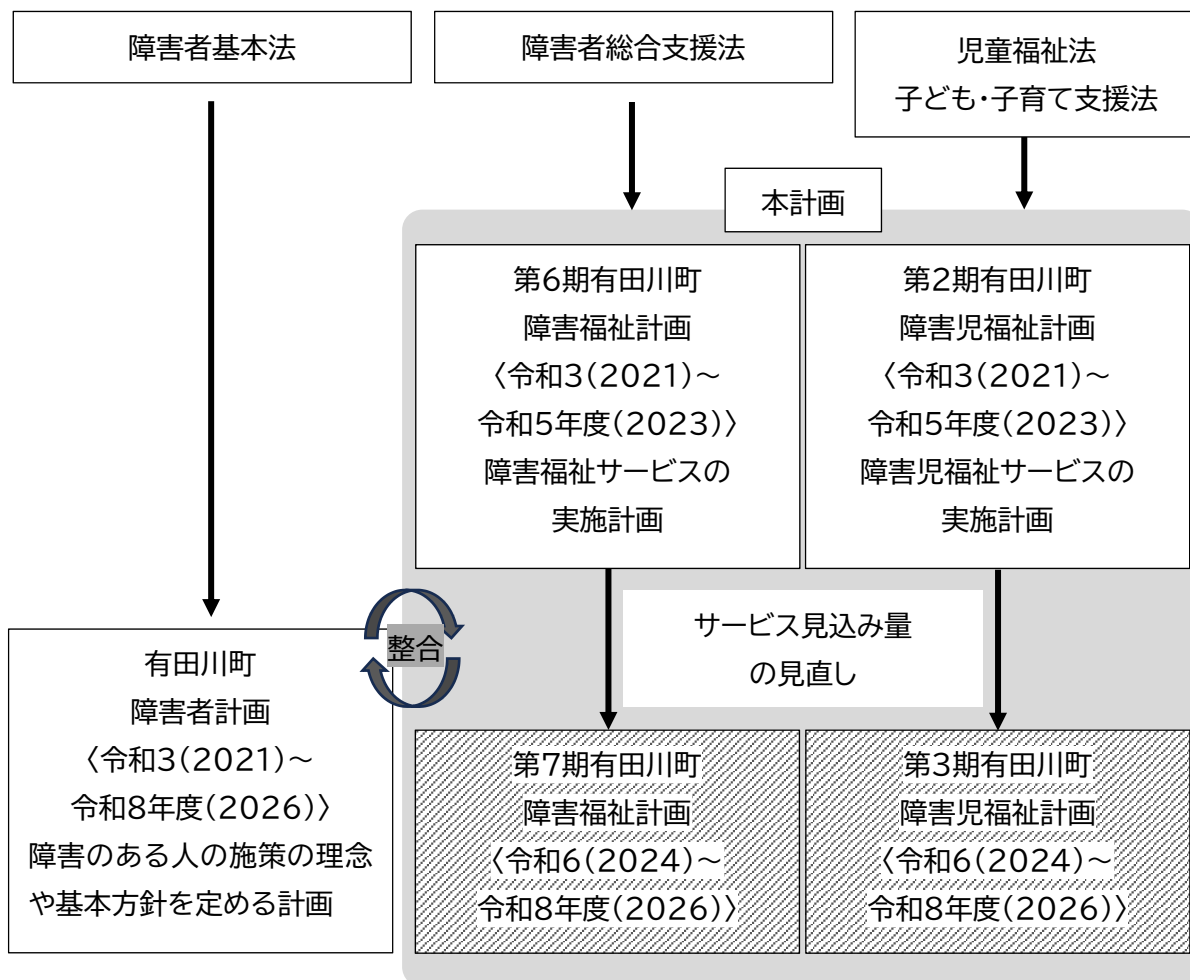
3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけと障害者計画との関係性

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の必要な見込量を確保するための方策等を示す計画です。

「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、本町における障害者施策の基本的な理念や方向性を定める「有田川町障害者計画」を踏まえて策定するものです。

◆障害者基本計画との関係性



(2)障害者計画における基本理念と基本原則

本計画は、障害者施策の基本的な理念や方向性を定める「有田川町障害者計画」を踏まえて策定するもので、障害者計画の基本理念と基本原則を本計画の根幹にあるものとして推進を図ります。

〈基本理念〉

健やかで安らぎ、心豊かなまち ありだがわ

◆基本原則

地域社会における共生等

共生社会の実現のためには、障害の有無に関わらず、同じ人権を持つ人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることが重要です。本町においては、障害者基本法第3条に基づき、以下のことをめざします。

- ①障害のある人みんなが、社会の一員として、社会、経済、文化等すべての分野の活動に参加できるようにします。
- ②障害のある人みんなが、どこで誰と生活するのかを自分で選択し、地域社会において他の人々と共生できるようにします。また、それを妨げられることのないようにします。
- ③障害のある人みんなが、手話等の言葉や、点字、指点字、触手話、要約筆記、筆談、分かりやすい言葉等、必要なコミュニケーションの方法を選択することができるようにします。また、情報を手に入れ、利用する方法を選択できるようにします。

差別の禁止

本町では、障害者基本法第4条に基づき、以下のように啓発し、差別をなくすこと、差別をすることのないように努めていきます。

- ①障害のある人を障害を理由に差別し、その人の権利を認めないということを禁止します。
- ②障害のある人の能力や活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去について、合理的な配慮がされるよう推進します。

関連する施策

1. 相互理解の促進

- (3)情報バリアフリー化の推進
- (4)情報提供の充実

2. 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制の整備

- (1)相談体制の整備
- (3)保健・医療の充実
- (4)障害のある子どもへの切れ目のない支援の充実
- (5)障害福祉サービスの充実

3. 自立した生活・社会参加に向けた支援

- (1)総合的な就労支援施策の推進
- (2)雇用の拡大

4. 安心して暮らせる生活環境の整備

- (1)住みよいまちづくりの促進
- (2)住環境の整備

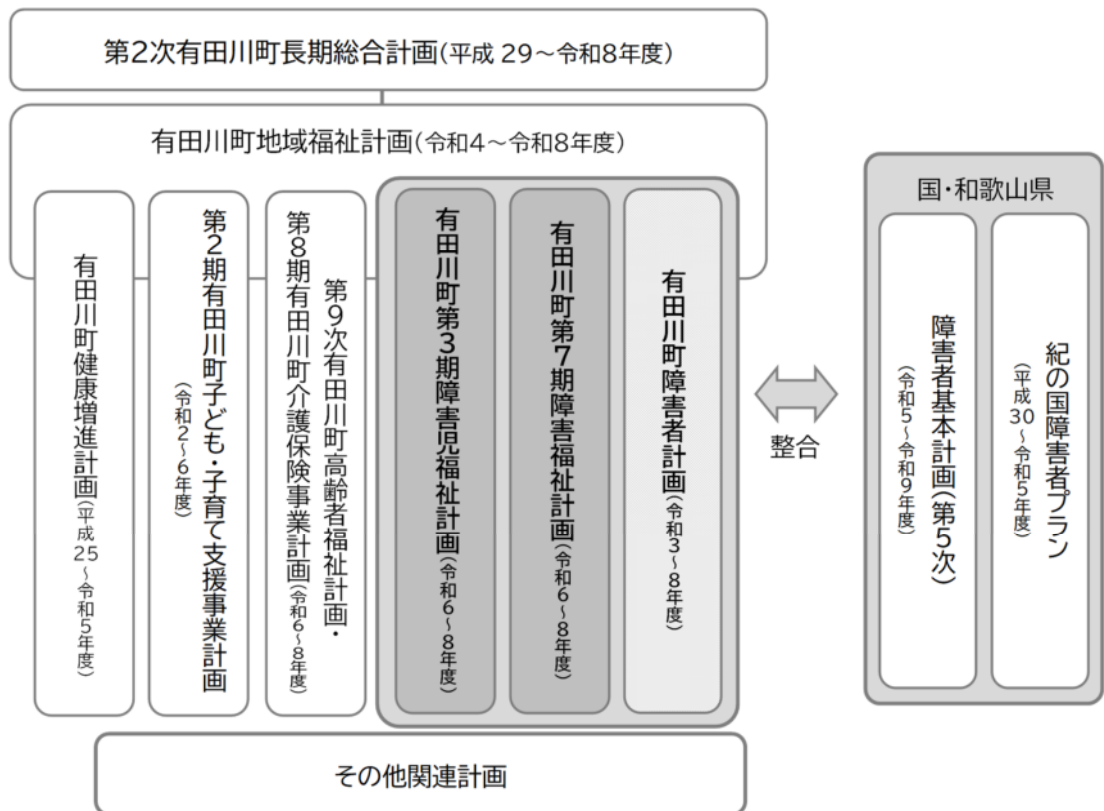
4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画名	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者計画	障害者計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

5 他計画との関連

本計画は、国や和歌山県の計画、町の最上位計画である「有田川町長期総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「有田川町地域福祉計画」や福祉関連計画、その他関連計画と整合を図り、策定します。



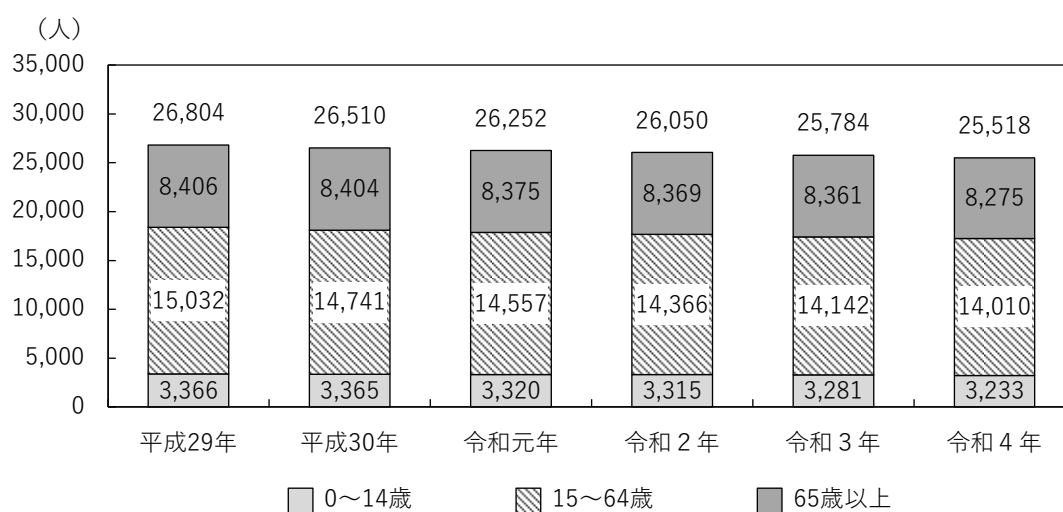
第2章 本町の現状と課題

1 統計データからみる現状

(1)人口の状況

総人口は減少傾向となっており、令和4年度で25,518人と平成29年度に比べて1,286人減少しています。

◆総人口の推移



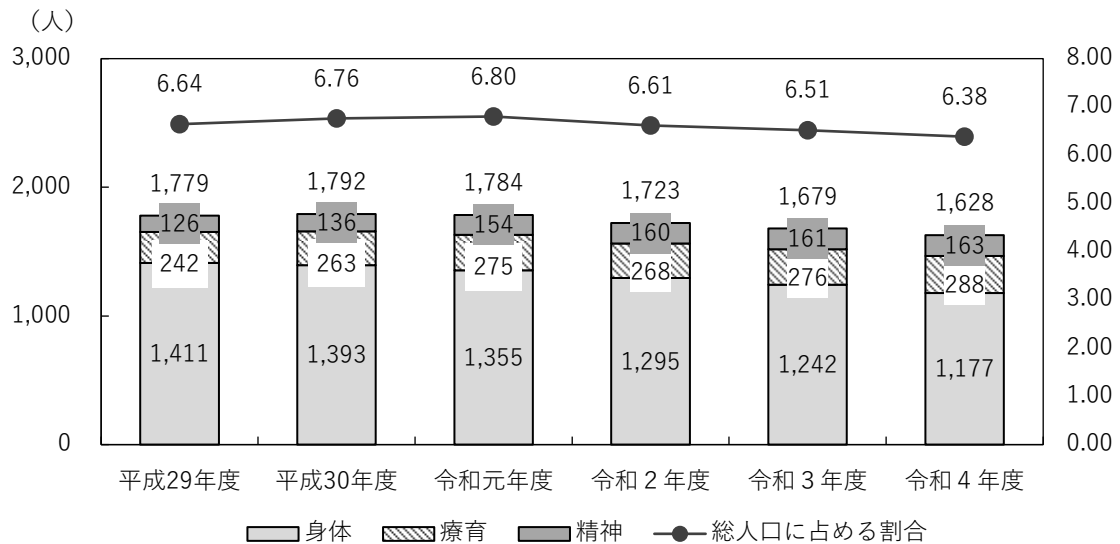
資料)有田川町住民基本台帳人口(各年度末現在)

(2)障害のある人の状況

手帳所持者数は平成 30 年度以降減少傾向となっており、身体は減少傾向、療育、精神は増加傾向となっています。

また、総人口に占める割合は令和元年度以降減少傾向となっています。

◆障害者手帳所持者数の推移



資料)やすらぎ福祉課(各年度未現在)

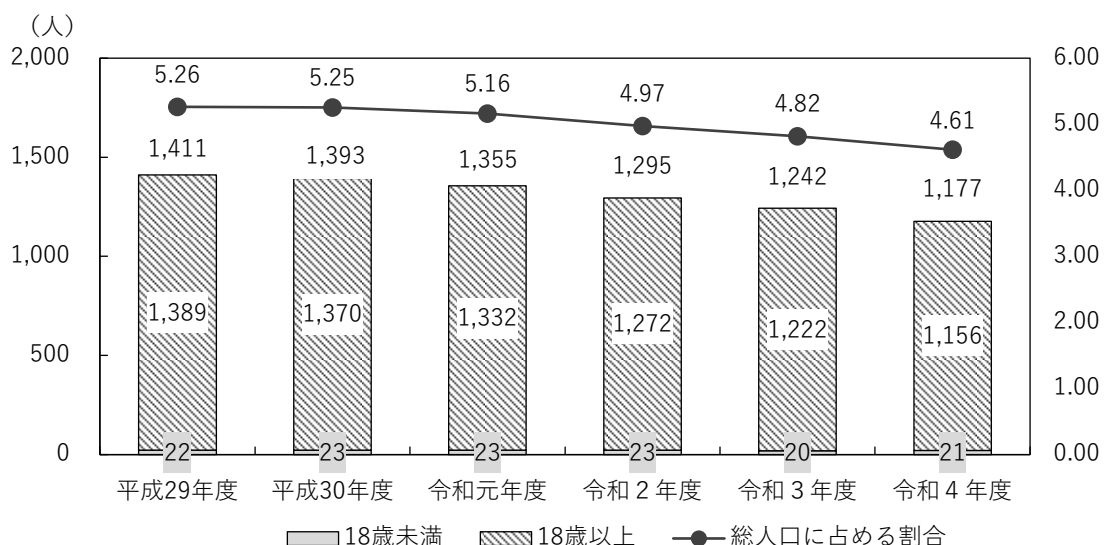
①身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、令和4年度で1,177人と平成29年度に比べて234人減少しています。

年齢別にみると、18歳未満は横ばい、18歳以上は減少傾向となっています。

総人口に占める割合をみると、平成29年度以降減少傾向となっています。

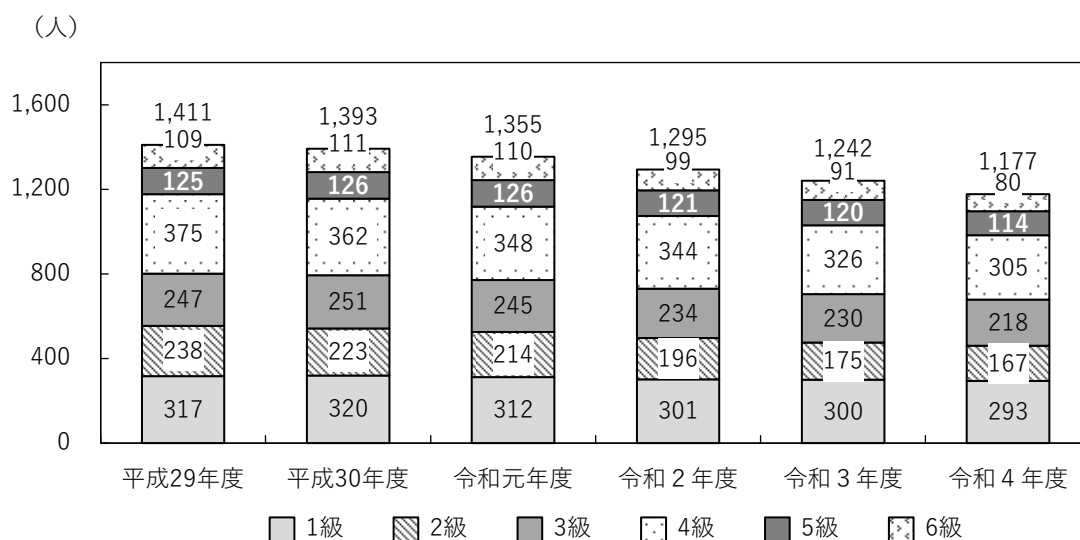
◆障害者手帳所持者数の推移



資料)やすらぎ福祉課(各年度未現在)

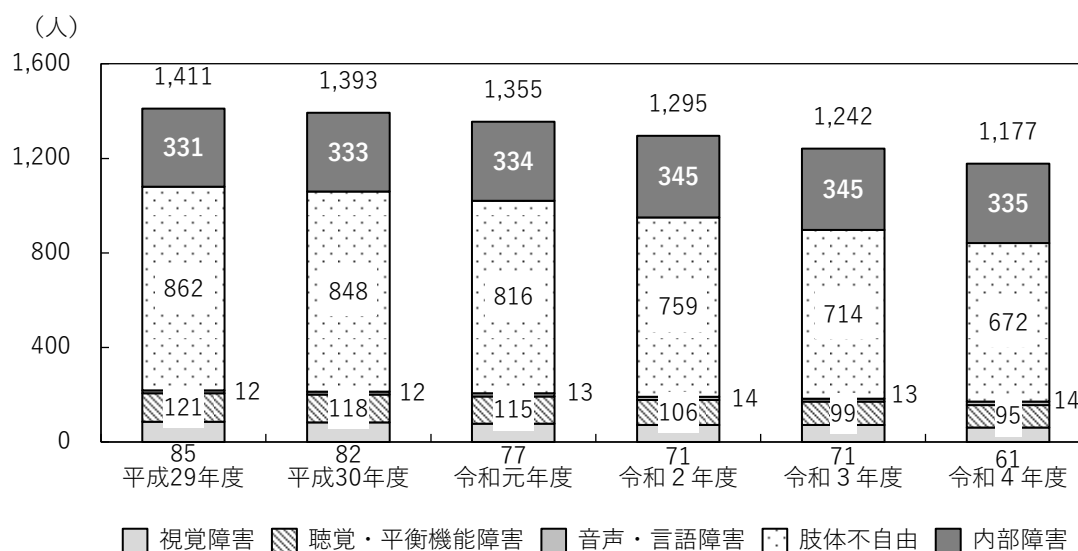
等級別にみると、すべての等級で減少傾向となっています。

◆身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移



障害種類別にみると、音声・言語は横ばい、内部は増減を繰り返して推移しており、その他の種類については、減少傾向となっています。

◆身体障害者手帳所持者数(障害種類別)の推移



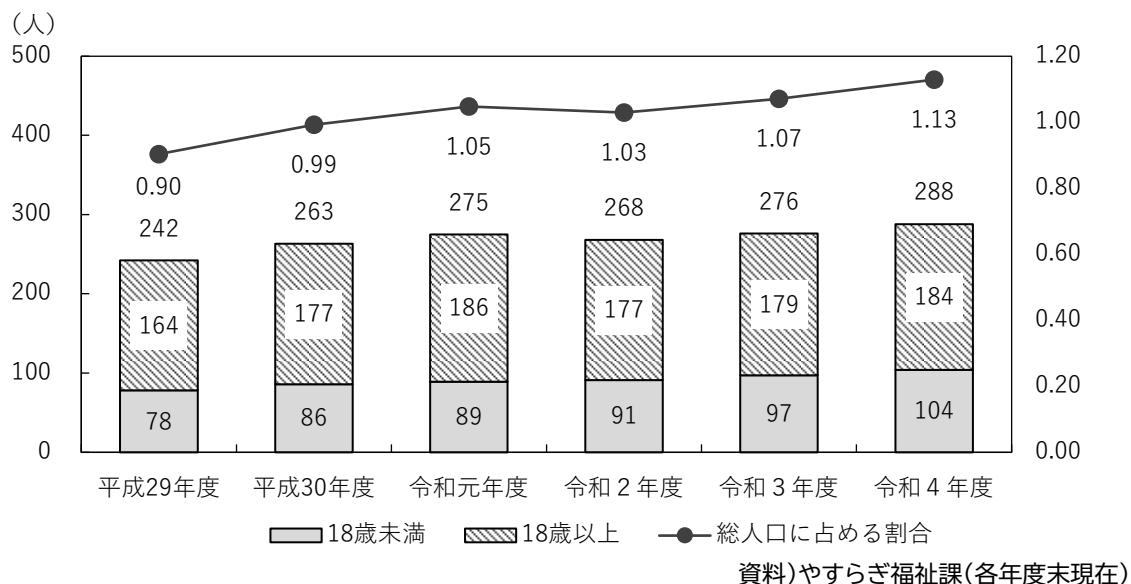
②療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向となっており、令和4年度で288人と平成29年度に比べて46人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向となっています。

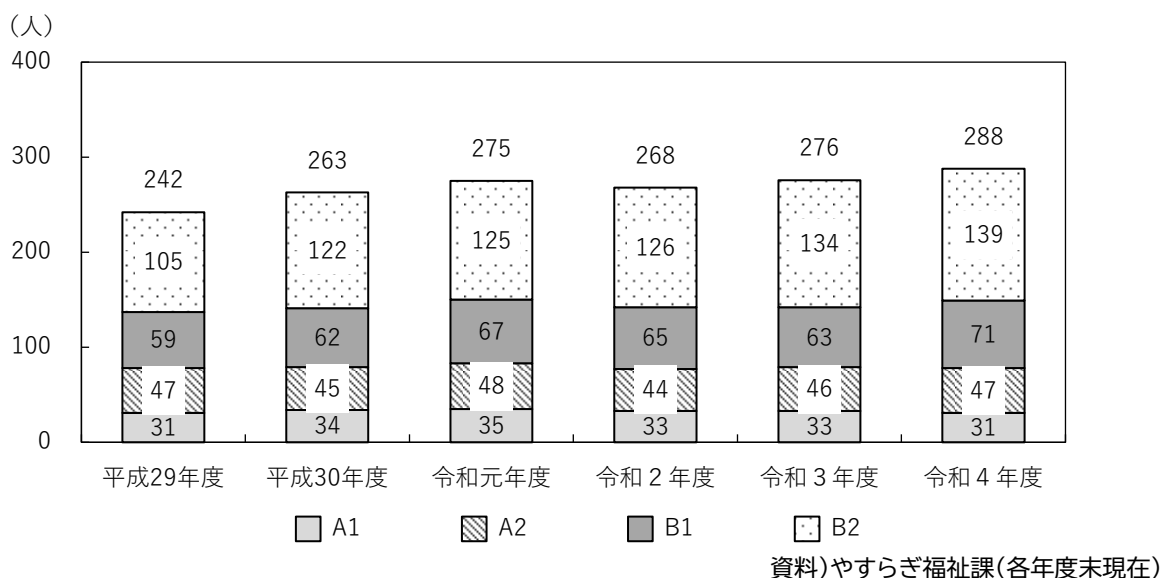
総人口に占める割合をみると、令和2年度で一度減少するも増加傾向となっています。

◆療育手帳所持者数(年齢別)の推移



等級別にみると、B1、B2で増加傾向となっており、特にB2については令和4年度で139人と平成29年度に比べて34人増加しています。

◆療育手帳所持者数(等級別)の推移



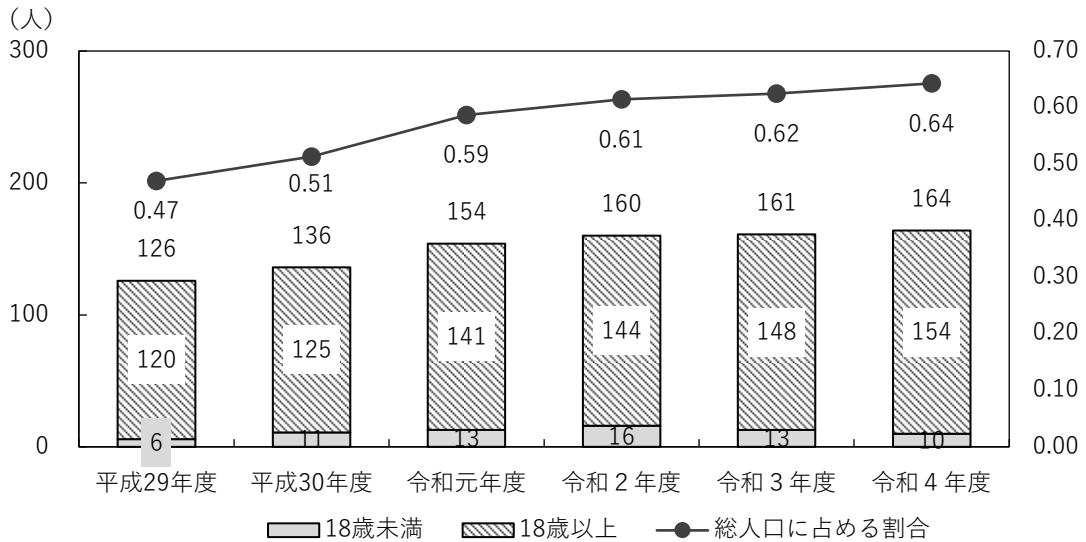
③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっており、令和4年度で154人と平成29年度に比べて34人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満は横ばいに推移、18歳以上は増加傾向となっています。

総人口に占める割合をみると、年々増加傾向となっています。

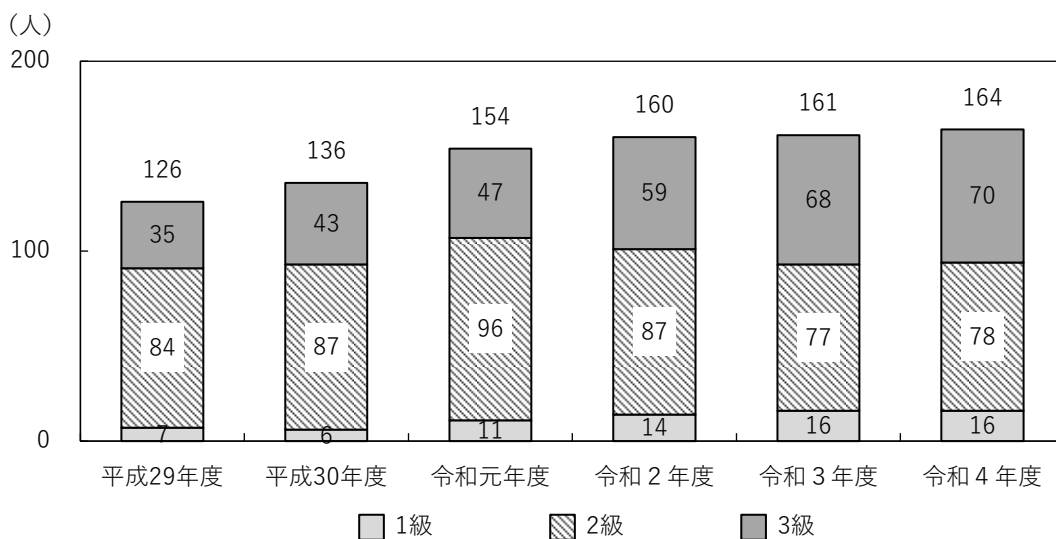
◆精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)の推移



資料)やすらぎ福祉課(各年度未現在)

等級別にみると1級、3級で増加傾向となっており、特に3級については令和4年度で70人と平成29年度に比べて35人増加しています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移

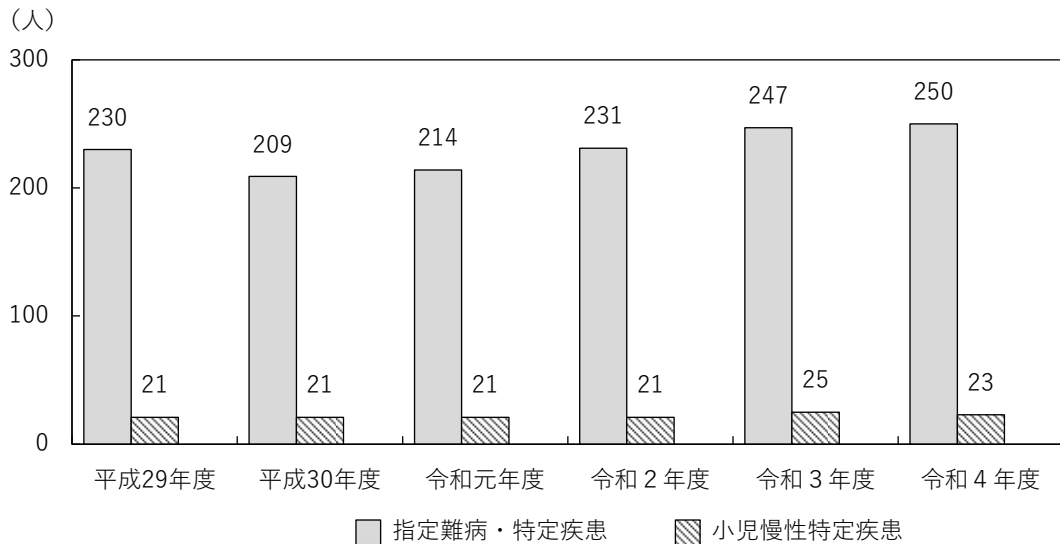


資料)やすらぎ福祉課(各年度未現在)

(3) 難病等の状況

指定難病・特定疾患の患者数は平成 29 年度以降減少していましたが、令和元年度以降増加傾向となっています。

◆指定難病患者数等の推移



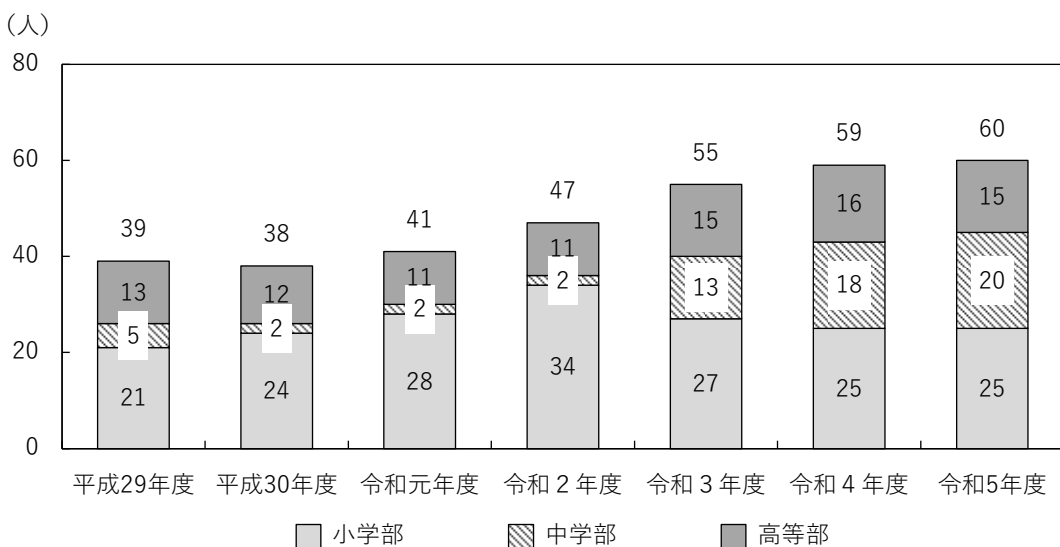
資料)湯浅保健所(各年度末現在)

(4) 支援の必要な子どもの状況

特別支援学校在籍者数は増加傾向となっており、令和 5 年度で 60 人と平成 29 年度に比べて 21 人増加しています。

学校別にみると、小学部は平成 29 年度以降増加傾向でしたが、令和 3 年度に減少し、令和 3 年度以降減少傾向となっています、中学部、高等部は増加傾向となっています。

◆特別支援学校在籍者数の推移

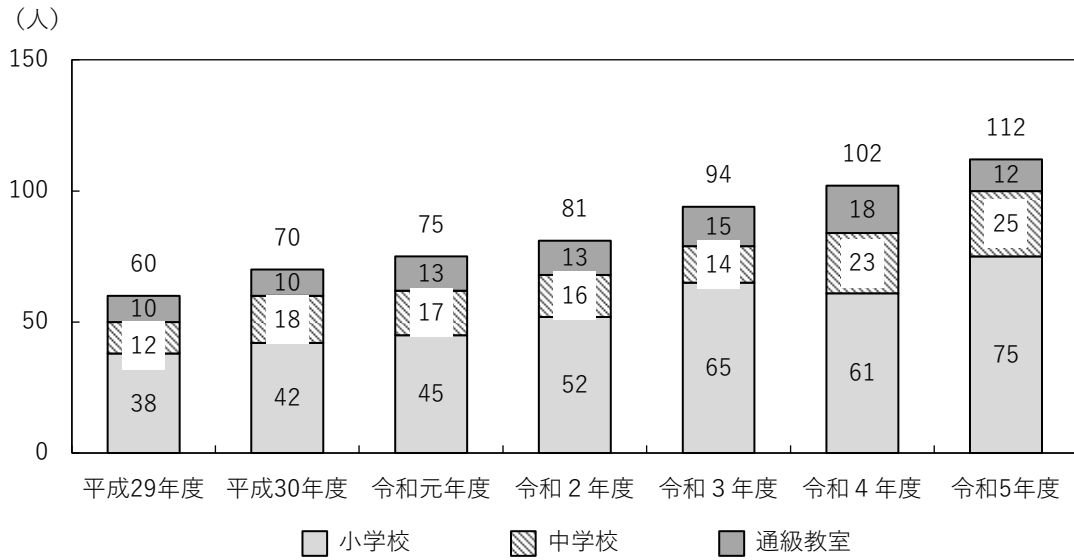


資料)こども教育課(各年度末現在)

特別支援学級在籍者数は増加傾向となっており、令和5年度で112人と平成29年度に比べて52人増加しています。

学校別にみると、小学校、中学校は増加傾向、通級教室は横ばいとなっています。

◆特別支援学級在籍者数の推移



資料)こども教育課(各年度末現在)

2 障害福祉サービス等の実施状況

(1) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における成果目標の状況

①福祉施設入所者の地域生活への移行促進

令和4年度末時点で、地域生活への移行者数は0人、施設入所者の削減数は0人となっており、目標に届かない実績となっています。

項目	目標	実績
施設入所者の地域生活への移行者数（人）	2	0
施設入所者の削減数（人）	4	0

②地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和4年度末時点で、地域生活支援拠点等については、有田圏域で1箇所整備となっており、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年4回運用状況の検証を行っています。

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備数（箇所）	1	1
地域生活支援拠点等の運用状況の検証回数（回）	3	4

③福祉施設から一般就労への移行等

令和3年度末時点で、福祉施設から一般就労への移行者数は3人となっており、目標を達成しています。

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、圏域内に就労移行支援事業所がないため、目標・実績ともにありません。

就労定着支援の定着率については、就労定着支援事業のサービス利用者がいなかったため、実績なしとなっています。

項目	目標	実績
福祉施設から一般就労への移行者数（人）	3	3
就労移行支援事業からの移行者数（人）	1	2
就労継続支援A型事業からの移行者数（人）	1	1
就労継続支援B型事業からの移行者数（人）	1	0
就労定着支援事業利用者数（人）	1	0
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合		

④相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保については、有田圏域内に基幹相談支援センターの設置など、体制が確保できています。

項目	目標	実績
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	有	有

⑤障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築については、事業所に対して、請求エラーの情報共有を実施しています。

項目	目標	実績
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	有	有

⑥障害児支援の提供体制の整備等

令和4年度末時点で、児童発達支援センターは2箇所、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は各1箇所となっています。

保育所等訪問支援の実施体制及び医療的ケア児支援の協議の場については、設置されており、目標を達成しています。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、令和5年度設置しました。

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置数（箇所）	2	2
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（箇所）	各1	各1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有

(2)障害福祉サービスの実績

①訪問系サービス（1月当たり）

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴・排泄・食事等の介護を行います。
重度訪問介護	二肢以上の麻痺等の重度の障害があるなど、常に介護が必要な人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動・外出に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的または精神の障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	意思疎通困難や四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用者または最重度知的障害者）等、常に介護が必要な人の中でも、特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービスについてみると、令和4年度利用時間は計画値を下回っていますが、利用人数はほぼ計画通りで推移しています。しかし、令和5年度見込みでは、実績値が計画値を上回っています。

単位：上段 時間、下段 人（実利用人数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	618	584	644	640	670	686
	48	48	50	51	52	62

※令和5年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

②日中活動系サービス（1月当たり）

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会提供等の支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障害のある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、継続した通院により、症状が安定している知的障害、精神障害のある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	就労等を希望する人に、一定期間における生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である人に対し、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である人に対し、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等の支援を行います。
短期入所(福祉型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設に短期間入所する必要がある障害のある人に、入浴、排泄、食事の介護等の必要な支援を行います。
短期入所(医療型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障害のある人に、入浴、排泄、食事の介護等の必要な支援を行います。

生活介護について実績値が計画値を上回っています。自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、短期入所については実績値が計画値を下回っています。療養介護は計画通りとなっています。

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分、下段 人（実利用人数）
就労定着支援、療養介護については、人（実利用人数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績* (見込み)
生活介護	926	973	944	989	962	1,011
	50	48	51	51	52	61
自立訓練(機能訓練)	28	0	28	0	28	0
	3	0	3	0	3	0
自立訓練(生活訓練)	58	22	58	42	58	30
	4	1	4	2	4	3
就労移行支援	57	38	57	27	57	6
	3	2	3	1	3	1
就労継続支援(A型)	236	112	236	112	236	158
	11	6	11	6	11	8
就労継続支援(B型)	1,487	1,464	1,619	1,524	1,751	1,571
	79	81	86	86	93	86
就労定着支援	0	1	0	2	1	0
療養介護	7	7	7	7	7	7
短期入所(福祉型、医療型)	129	46	129	87	129	91
	13	5	13	7	13	8

※令和5年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

③居住系サービス（1月当たり）

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

共同生活援助については、計画通り推移しており、施設入所支援については、令和3年度で実績値が計画値を上回っていますが、その後、減少しています。自立生活援助については、利用実績はありませんでした。

単位：人（実利用人数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
自立生活援助	0	0	0	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	37	37	39	39	41	41
施設入所支援	19	20	19	19	19	18

※令和5年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

④相談支援（1月当たり）

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとに計画内容の見直し等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

計画相談支援については、実績値が計画値を上回っています。地域移行支援、地域定着支援については、利用実績はありませんでした。

単位：人（実利用人数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
計画相談支援	16	42	17	46	18	46
地域移行支援	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	1	0	1	0	1	0

※令和5年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

⑤障害児福祉サービス（1月当たり）

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所の提供等の支援を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等を利用中の障害のある子どもが支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害のある子ども等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害のある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

児童発達支援については、減少傾向となっており、実績値が計画値を下回っています。放課後等デイサービス、障害児相談支援については、増加傾向となっており、令和4年度以降利用人数が計画値を上回っています。保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援については、実績がありませんでした。

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分、下段 人（実利用人数）

障害児相談支援については、人（実利用人数）

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、人（配置数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
児童発達支援	884	731	911	718	939	636
	95	59	98	64	101	61
放課後等デイサービス	852	952	994	962	1,164	1,277
	60	73	72	75	82	98
保育所等訪問支援	12	0	12	0	12	0
	2	0	2	0	2	0
居宅訪問型児童発達支援	4	0	4	0	4	0
	1	0	1	0	1	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	15	23	19	33	23	38
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0	0	0	0	1	2

※令和5年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

(3)地域生活支援事業(必須事業)の実績

地域生活支援事業（必須事業）の実績は以下の通りです。

①理解促進研修・啓発事業（1年あたり）

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民等に対し、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

単位：実施の有無

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業（1年あたり）

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

単位：実施の有無

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
自発的活動支援事業	無	無	無	無	有	無

③相談支援事業（1年あたり）

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域移行の促進、虐待防止等の取り組みを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談支援事業者への指導や地域移行の促進等の取り組みを行い、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障害のある人に対し、必要な調整や、家主への相談・助言等を行います。

単位：実施の有無

障害者相談支援事業については、箇所（実施事業所数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
障害者相談支援事業	2	1	2	1	2	1
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が困難な障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部についての補助を行います。

単位：件（利用件数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	0	1	0

⑤成年後見制度法人後見支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

単位：実施の有無

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業	有	無	有	無	有	無

⑥意思疎通支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。 また、聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を役場の窓口を設置し、相談や情報提供の支援を行います。

単位：手話通訳者・要約筆記者派遣事業 件（利用件数）

手話通訳者設置事業 人（設置人数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	16	17	17	14	18	15
手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑦日常生活用具給付等事業（1年当たり）

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	特殊寝台やストーマ装具等の日常生活用具の給付や貸与により、在宅の重度の障害のある人の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を促進します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障害のある人の身体介護を支援する用具、並びに障害のある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障害のある人及び介助者が容易に使用できるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の在宅療養等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の排泄管理を支援する用具、並びに衛生用品のうち、障害のある人等が容易に使用することができるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具のうち、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

単位：件（利用件数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
介護・訓練支援用具	6	1	6	2	6	0
自立生活支援用具	8	4	8	5	8	3
在宅療養等支援用具	8	4	8	3	8	3
情報・意思疎通支援用具	2	4	2	2	2	3
排泄管理支援用具	729	733	759	725	791	763
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1	0	1	0
合計	754	747	784	737	816	772

※令和5年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑧手話奉仕員養成研修事業（1年あたり）

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人の自立した日常生活または社会生活を営むため、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

単位：人（養成人数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話奉仕員養成研修事業	1	1	1	7	1	7

⑨移動支援事業（1年あたり）

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

単位：上段 時間、下段 人（実利用人数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
移動支援事業	1,841	1,651	1,841	1,451	1,841	1,146
	27	27	27	30	27	25

※令和5年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑩地域活動支援センター事業（1年当たり）

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	在宅の障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、社会との交流等を行います。

単位：上段 箇所、下段 人（実利用人数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
地域活動支援センター事業	2	2	2	2	2	2
	14	7	14	10	14	15

※令和5年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

(4)地域生活支援事業(任意事業)の実績

地域生活支援事業（任意事業）の実績は以下の通りです。

①日中一時支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害のある人等に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

単位：人（実利用人数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
日中一時支援事業	31	40	33	42	35	31

※令和5年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

②更生訓練費給付事業（1年当たり）

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ります。

単位：件（利用件数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
更生訓練費給付事業	1	0	1	0	1	0

※令和5年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

③身体障害者自動車改造助成金交付事業（1年当たり）

サービス名	内容
身体障害者自動車改造助成金交付事業	身体障害のある人が就労、通学及び通院に伴い自動車の運転を必要とする場合に、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害のある人の社会参加の促進を図ります。

単位：件（利用件数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
身体障害者自動車改造助成金交付事業	1	1	1	1	1	0

※令和5年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

④身体障害者自動車操作訓練事業（1年当たり）

サービス名	内容
身体障害者自動車操作訓練事業	身体障害のある人の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車の運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

単位：件（利用件数）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
身体障害者自動車操作訓練事業	1	1	1	0	1	0

※令和5年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

3 各種調査からみる現状

(1) 事業所調査結果概要

調査の目的

○有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の策定に向けて、障害福祉サービス事業所を対象に事業の展開や運営に関する課題を把握するために実施しました。

- 調査対象者 : サービス提供事業所
- 調査期間 : 令和5年9月
- 調査方法 : 郵送による配布・回収

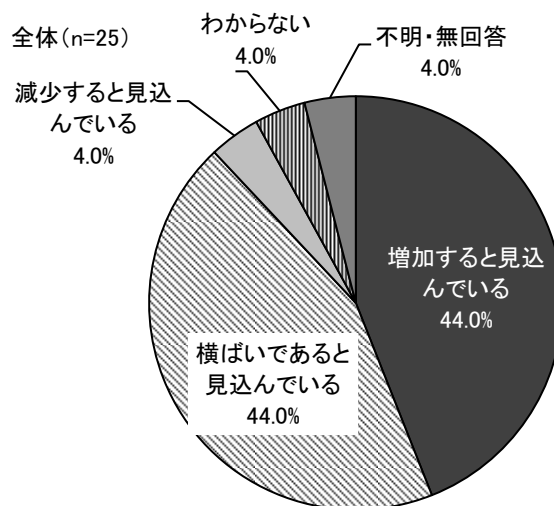
	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
事業所調査	52件	25件	25件	48.0%

(2) 事業調査結果概要

◆今後サービス利用を希望する人数がどのように変化するか

- 「増加すると見込んでいる」、「横ばいであると見込んでいる」が44.0%となっています。
- 半数の事業所では、今後のサービス希望は増加すると見込んでいることから、サービスによっては今後の見込みを増加で検討する必要があります。

◆問3 施設・事業所では、今後サービス利用を希望する人数がどのように変化すると見込んでいるか

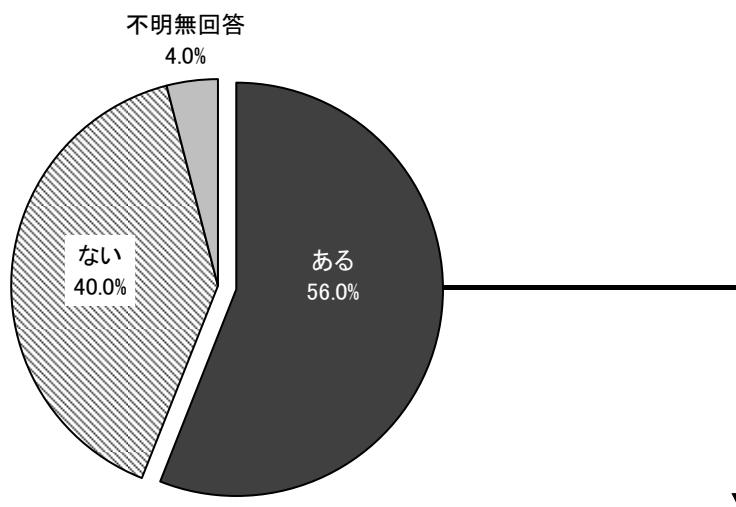


◆サービス提供の依頼に対して、サービスの提供ができなかった経験について

- サービスの提供ができなかった経験がありますかについてみると、「ある」が 56.0%、「ない」が 40.0%となっています。
- サービスの提供ができなかった理由についてみると、「事業所では対応できない困難なケースだった」が 42.9%となっています。
- なかには、「希望されていたサービス利用時間帯に利用が集中し、定員に達していた」、「その他」が同率で 28.6%となっています。

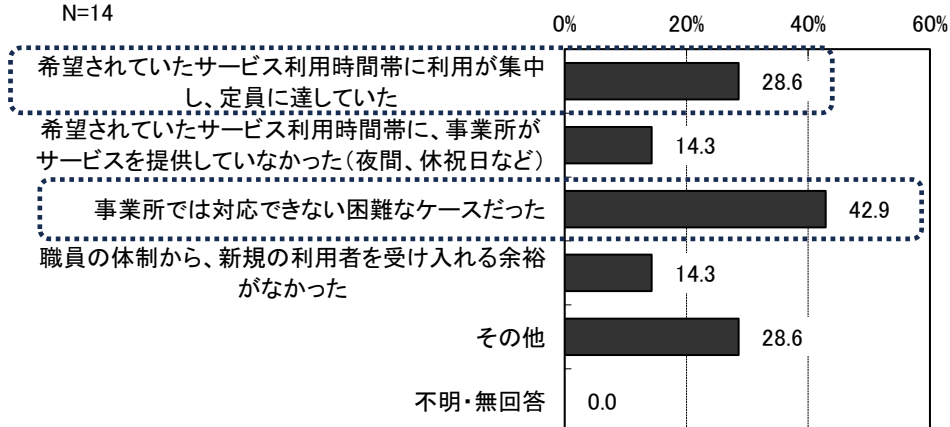
◆問4 利用者からのサービス提供の依頼に対して、サービスの提供ができなかった経験があるか

全体 (n=25)



◆問4-1 提供できなかった理由

N=14

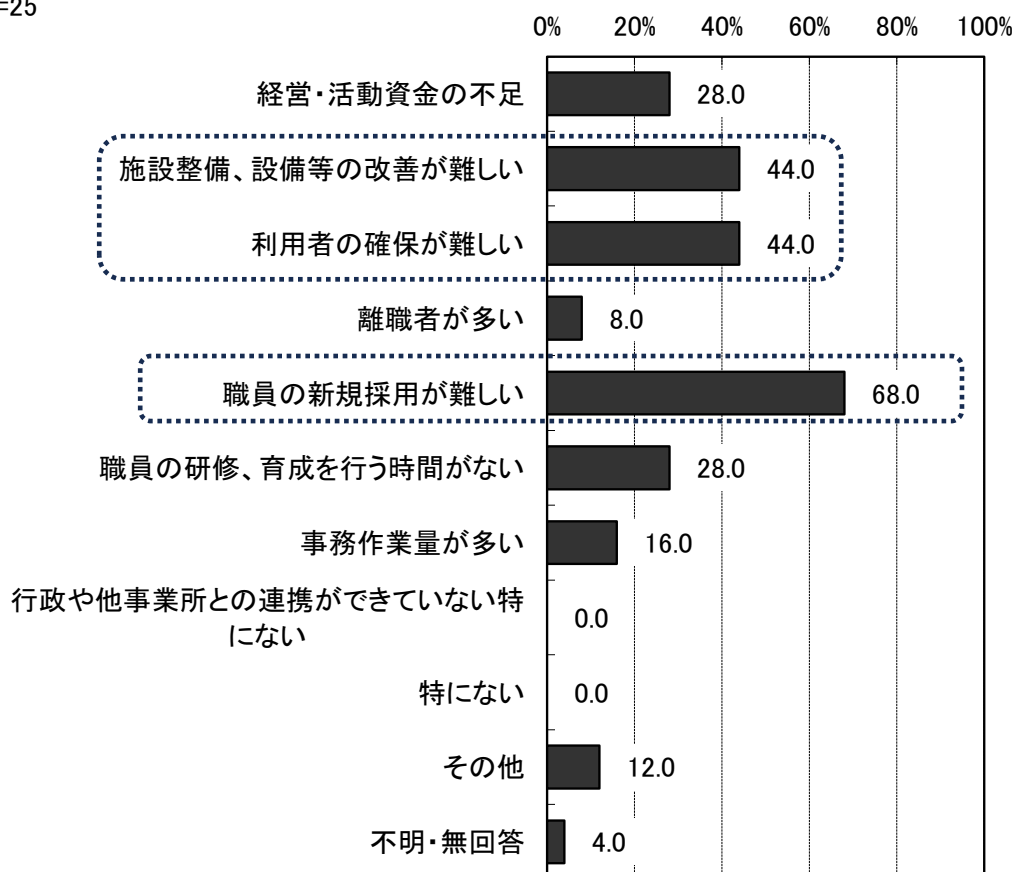


◆事業所の運営にあたっての課題

- 事業所の運営にあたっての課題についてみると、「職員の新規採用が難しい」が68.0%と多くなっています。
- 「施設整備、設備等の改善が難しい」、「利用者の確保が難しい」が同率で44.0%となっており、施設整備や設備についての課題をあげる事業所に合わせて、利用者の確保を課題としている事業もあります。

◆問5 事業所の運営にあたって、どのような課題があるか

N=25

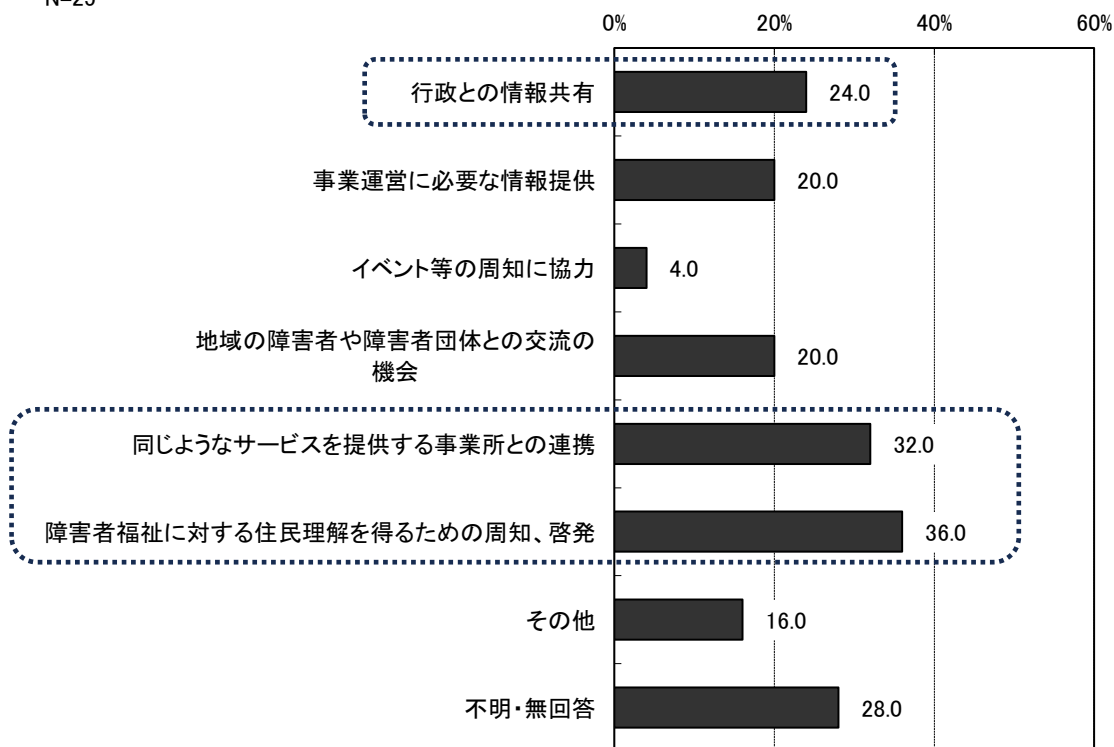


◆有田川町に不足していると感じること、要望

- 有田川町に不足していると感じること、要望についてみると、「障害者福祉に対する住民理解を得るための周知、啓発」が36.0%と多くなっています。
- 「同じようなサービスを提供する事業所との連携」や「行政との情報共有」を求める声もあり、事業所、行政の連携強化が必要となっています。

◆問8 サービスを提供するにあたって、有田川町に不足していること

N=25



(3)当事者と関わる団体の声

本計画策定にあたり、障害のある人に関係する3団体に対して、記入式によるヒアリング調査を実施、下記の内容にまとめています。

◆障害のある人とりまく人材不足問題

- 障害のある人の家庭環境も変化しており、ますます支え手が必要な中で、人材不足を感じるようになってきました。
- 障害のある人の就労に関しては、今まで以上に求められるものが高くなっており、より細やかな就労先の対応が求められています。



◆障害と障害のある人の理解促進

- 社会として無関心の方が多くなっていると感じる場面があります。
- まだまだ、障害と障害のある人に関する情報で誤解されていることが多いように思います。
- 相談体制についても、相談を受ける人の理解を深めることで、より相談しやすい体制がつけられると思います。

4 今後の方向性に向けた課題

(1)障害のある人の暮らしの変化

本町の人口減少は進行しており、直近の人口をみると、すべての区分において減で推移しており、64歳以下の人口のみならず、65歳以上の人口も減少している現状となっています。障害のある人を取り巻く現状として、手帳所持者とその家族の高齢化が懸念されるところです。

今後、高齢化が進むと、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯がさらに増加し、孤立・孤独になる可能性や8050問題、親亡き後問題など、福祉課題の複合化が顕著化する可能性があります。

そうした中では、日常生活おける支援の必要性が高まり、福祉サービスだけでは解消できない問題も起こる可能性があるため、地域での支え合いや行政、医療関係者、事業者等との連携を強化し、日頃からの支え合える体制を構築する必要があります。

(2)人材の不足への対応

サービスの質の向上を図るためには、人材確保や採算性といった全国的な課題があり、本町の事業所調査結果においても、職員の新規採用を課題にあげる事業所が多くなっています。多様化するニーズに対応するためには、それぞれの障害の特性や生活環境等に応じた多様な支援や福祉サービスの提供が必要になっている中で、事業所では、事業所間や行政との連携を求める声もあり、今後はサービスを提供する事業所の課題を把握し、連携強化を図ることで一体的な課題解決を図る必要があります。

(3)生活支援の充実

障害の程度にかかわらず、障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすためには、医療（精神科医療、一般医療）、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

障害のある人や障害のある児童の地域生活では、家族や保護者が介助者としての役割を担い本人を支えている場合が多く、家族や保護者が疲弊しているケースもあり、また、多くの方が親亡き後問題の事を不安に思う現状が見受けられます。

障害のある本人や家族や保護者が、互いに心身ともに健康な状態で、よりよい生活を送ることができるよう、レスパイト目的を含む福祉サービスの利用援助や、同じ立場の人と交流できるピアサポート活動の充実が求められます。

第3章 計画の方向性と成果目標

1 基本的な視点

本計画では、障害者計画に掲げる「各分野に共通する視点」を踏まえ、新たに下記の3点を計画の基本的な視点として設定します。

(1)自己決定の尊重と意思決定支援

障害のある人は、自らの意思に基づき社会に参加する主体であり、障害者施策の策定及び実施にあたっては、障害のある人の家族も含めて意見を聴き、その意見を尊重することが必要です。また、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援に努め、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

(2)「共生」のまちづくりの推進

地域住民が障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人が地域の一員として、様々な活動に取り組み活躍することで、地域共生社会の実現を目指します。

(3)地域生活の基盤の整備

行政、医療機関、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、教育機関、関係団体、企業、地域住民等の本町における多様な主体が有機的に連携・協力することで、地域生活の様々な場面に対応した適切な支援やサービスが提供できる環境を整備します。



2 第7期障害福祉計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	■福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	■福祉施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

《目標設定の考え方》

- 障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害のある人のうち、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を令和4年度末の23人から6%以上が移行することとし、移行者数は2人となります。
- 施設入所者数については、令和4年度末の23人から5%以上の削減として、令和8年度末時点の施設入所者の削減数は2人となります。

指標	目標値
施設入所者の地域生活への移行者数	2人
施設入所者の削減数	2人

《目標の達成に向けた方策》

- 本町における施設入所者については、入所者が計画期間内に地域生活への移行できる状況でないことを把握していますが、障害のある人やその家族が、福祉施設から地域生活へ移行する際の不安が軽減されるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、各種在宅サービスの充実に努め、地域生活へ向けた支援体制の強化に努めます。

(2)地域生活支援の充実

国の 基本指針	<p>■地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。</p> <p>■強度行動障害を有する方への支援体制の整備 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

≪目標設定の考え方≫

- 地域生活支援拠点等については、令和5年度に有田圏域でさらに1箇所整備しています。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年3回運用状況の検証を行います。

指標	目標値
地域生活支援拠点等の整備	3箇所※
地域生活支援拠点等の運用状況の検証回数	3回※
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	検討※

※有田圏域（有田市、有田川町、広川町、湯浅町）での目標値

≪目標の達成に向けた方策≫

- 有田圏域で連携・調整を図り、地域生活支援拠点等を整備するとともに、機能の充実に向けて、年3回運用状況の検証を行います。

(3)福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針

■一般就労への移行者数

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。

◆就労移行支援事業

令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

◆就労継続支援A型事業

令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。

◆就労継続支援B型事業

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

◆就労移行支援事業所の割合

一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

■就労定着支援事業所利用者数

令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

■就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

《目標設定の考え方》

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数については、令和3年度末の1人から1.28倍以上が移行することとし、目標値6人とします。
- 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数は、令和3年度末は2人から、1.31倍以上が移行することという国の指針を踏まえ、目標値を3人とします。
- 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和4年度末は1人から、1.29倍以上が移行することという国の指針を踏まえ、目標値を2人とします。
- 就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和4年度末は0人でしたが、1.28倍以上が移行することとし、目標値を1人とします。
- 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の7割が就労定着支援事業を利用することについて、令和4年度時点で有田圏域内に就労定着支援事業所がなく、国の指針通りの目標設定が困難なため、独自の目標設定として令和8年度末の目標値を1人とします。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることについて、令和4年度時点で有田圏域内に就労定着支援事業所がないため、目標値を設定していません。

指標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	6人
就労移行支援事業からの移行者数	3人
就労継続支援A型事業からの移行者数	2人
就労継続支援B型事業からの移行者数	1人
就労移行支援事業所の割合	
就労定着支援事業利用者数	1人
就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	

《目標の達成に向けた方策》

- 有田圏域地域自立支援協議会の就労部会と関係機関との連携により、広域的な観点からの就労支援を引き続き実施します。
- 障害のある人の就労の場の確保や就労後の職場定着に向けた支援のため、関係機関と連携した就労支援を推進します。
- 福祉施設を利用している障害のある人の一般就労に向けた支援を行います。
- 民間企業に対しては、就労部会やハローワーク等と連携し、障害のある人の雇用の啓発に取り組みます。また、合理的配慮の啓発等による働きやすい環境づくりを促進します。

(4)相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	<p>■相談支援体制の充実・強化等</p> <p>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《目標設定の考え方》

- 基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を継続して実施し、相談支援体制を強化する体制の確保を行います。

指標	目標値
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	有

《目標の達成に向けた方策》

- 基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的な相談支援を継続して行うとともに、関係機関と連携し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	<p>■障害福祉サービス等の質の向上</p> <p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

《目標設定の考え方》

- 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築をめざします。

指標	目標値
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有

《目標の達成に向けた方策》

- 障害福祉サービスに係る研修参加や事業所との情報共有等を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係るさらなる体制の構築を図ります。

3 第3期障害児福祉計画における成果目標

障害児支援の提供体制の整備

国の 基本指針	<p>■児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。</p> <p>■保育所等訪問支援の実施 令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>■児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。</p> <p>■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

≪目標設定の考え方≫

- 児童発達支援センターについては、既に2箇所設置しています。
- 保育所等訪問支援については、既に圏域で利用体制を整備しています。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスについては、既に圏域で各1箇所設置しています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、既に設置しているため、引き続き適切な支援の継続を行います。

指標	目標値
児童発達支援センターの設置	2箇所
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	有
保育所等訪問支援の実施	有
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所※
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	有

※有田圏域（有田市、有田川町、広川町、湯浅町）での目標値

≪目標の達成に向けた方策≫

- 児童発達支援センターについて、より利用しやすい体制の整備に取り組みます。
- 有田圏域内において保育所等訪問支援を実施する事業所の整備を推進するとともに、関係機関との連携を深めながら、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を推進します。
- 有田圏域で関係機関との協議を進め、圏域で重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを実施する事業所の充実を図ります。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、引き続き有田圏域で保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の連携を深めながら情報の共有や課題の検討を行います。

第4章 活動指標【障害福祉計画・障害児福祉計画】

1 障害福祉サービスの見込量と確保方策【障害福祉計画】

(1) 訪問系サービス

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
居宅介護	627	693	770
	57	63	70
重度訪問介護	0	0	0
	0	0	0
行動援護	0	0	0
	0	0	0
同行援護	0	0	0
	0	0	0
重度障害者等	0	0	0
	0	0	0

単位：上段 時間、下段 人（実利用人数）

※数値は1月当たり

《確保方策》

- 個別の相談支援を通じて、必要なサービス量を把握し、事業所との連携を進めながらサービスの提供を行います。また、サービス提供事業者への情報提供や各種研修会への参加促進等のサービスの質の向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保を図ります。

(2)日中活動系サービス

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
生活介護	1,005	1,036	1,053
	67	74	81
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	68	75	78
	4	5	6
就労選択支援		1	1
		1	1
就労移行支援	60	60	60
	3	3	3
就労継続支援(A型)	220	240	260
	11	12	13
就労継続支援(B型)	1,620	1,710	1,800
	90	95	100
就労定着支援	1	1	1
療養介護	7	7	7
短期入所(福祉型)	115	115	115
	9	9	9
短期入所(医療型)	28	28	28
	4	4	4

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分、下段 人（実利用人数）

就労定着支援、療養介護については、人（実利用人数）

※数値は1月当たり

《確保方策》

- 就労系サービスの利用希望に対応するため、将来も含めて必要な見込量の確保に向けて、有田圏域自治体や事業者との調整に努め、サービス提供体制及びサービスの質の確保を図ります。
- 就労の場の確保や就労継続の支援等に加えて、就労定着支援事業所の確保に努め、総合的な就労支援の推進を図ります。
- 本計画より新たなサービスとして就労選択支援を掲載しています。本町では提供する事業所が現在はないため、本計画期間内に調整を図り、サービスの提供が実施できるよう努めます。

(3)居住系サービス

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	43	45	47
施設入所支援	17	16	16

単位：人（実利用人数）

※数値は1月当たり

《確保方策》

- 自立生活援助については、サービス提供体制の確保を図ります。
- 障害のある人の住まいの場の確保のため、町内の物件の活用を進め、グループホームの整備を図るなど、地域生活への移行促進に取り組めます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、本計画より重度障害者を見込むこととなっており、現在は数値の見込みは立てていませんが、重度障害者にも対応できる体制づくりに努めます。
- 施設入所支援については、施設入所を必要とする障害のある人が安心して利用できるよう、地域移行も促進しながら、関係機関と連携し、見込量の確保に取り組めます。

(4)相談支援

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
計画相談支援	49	52	55
地域移行支援	0	0	1
地域定着支援	1	1	1

単位：人（実利用人数）

※数値は1月当たり

《確保方策》

- 一人ひとりに応じたサービス等利用計画の作成を円滑に行えるよう、相談支援事業者と連携を図り、相談支援人材の確保・育成を図ります。
- 地域移行の促進に向けて、地域移行支援や地域定着支援の利用促進を図ります。

2 地域生活支援事業の見込量と確保方策【障害福祉計画】

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

単位：実施の有無

《確保方策》

- 障害に対する正しい理解の促進を図るとともに、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁の除去をめざし、当事者団体やボランティア団体等に働きかけ、交流活動・啓発活動の促進を図ります。
- 現在実施しているイベントや手話講習会について、継続して実施します。

② 自発的活動支援事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自発的活動支援事業	無	無	有

単位：実施の有無

《確保方策》

- 障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民による自発的な活動を支援します。
- 現在、事業の実施はありませんが、自発的活動に取り組む地域住民の声を聞き、支援のニーズ把握に努め、自発的活動を充実させるための支援を目指します。

③相談支援事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
障害者相談支援事業	2	2	2
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無

単位：実施の有無、障害者相談支援事業については、箇所（実施事業所数）

《確保方策》

- 引き続き、基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援、専門的な相談の実施に取り組むとともに、相談支援事業者への指導や研修を実施して相談支援体制を強化し、障害者相談支援事業の充実を図ります。
- 相談支援事業に関する周知を一層図るとともに、より多くの障害のある人やその保護者、介護者の様々な課題に対応し、地域移行や地域生活の支援に努めます。
- 住宅入居等支援事業について、現在、本町単独での実施がないため、入居等に関する相談については障害者相談支援事業等で対応します。

④成年後見制度利用支援事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

単位：件（利用件数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の権利擁護を図り、成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して必要な支援を引き続き実施し、事業の利用促進に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有

単位：実施の有無

《確保方策》

- 社会福祉協議会との連携を図り、法人後見活動を実施する団体への支援の充実を図ります。
- 事業の普及・啓発に努め、法人後見のニーズの発掘に取り組むとともに、法人後見を必要とするときに利用できる体制づくりを支援します。

⑥意思疎通支援事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	20	21	22
手話通訳者設置事業	0	0	0

単位：手話通訳者・要約筆記者派遣事業 件（利用件数）、手話通訳者設置事業 人（設置人数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の社会参加の促進に向けて、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の提供体制の確保を図ります。
- 手話通訳者設置事業については、現在、実績もなく、今後の予定としても見込みを立てていませんが、手話で日常会話ができる職員の養成に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	8	8	8
在宅療養等支援用具	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	4	4	4
排泄管理支援用具	766	777	788
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1
合計	782	801	811

単位：件（利用件数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の在宅生活を支援するため、事業の周知を図り、一人ひとりが必要とする日常生活用具の給付を継続して実施します。
- 障害のある人の状況により、実績に変動があるため、障害のある人のニーズを把握した上で、事業を実施します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
手話奉仕員養成研修事業	10	10	10

単位：人（養成人数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 状況に応じて聴覚に障害のある人の自立した生活の支援や交流活動の促進を図るため、日常生活程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成研修の実施に努めます。
- 研修については、2か年をかけて実施するため、令和6、7年と令和8、9年で実施予定です。

⑨移動支援事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
移動支援事業	1,850	1,924	1,998
	25	26	27

単位：上段 時間、下段 人（実利用人数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 地域における自立した生活や社会参加の促進のため、屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等のための外出への支援を継続して実施します。

⑩地域活動支援センター事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
地域活動支援センター事業	2	2	2
	14	14	14

単位：上段 箇所（地域活動支援センターの数）、下段 人（実利用人数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の社会参加の場の確保の観点から、事業の周知と利用促進を図ります。また、サービス提供体制の確保を引き続き行います。

(2)任意事業

①日中一時支援事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
日中一時支援事業	41	42	43

単位：人（実利用人数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 3年間の実績は減少傾向にありますが、ニーズの高いサービスであるため、必要な人が適正にサービスを利用できるよう、提供体制の確保を図ります。

②更生訓練費給付事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
更生訓練費給付事業	1	1	1

単位：件（利用件数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 事業の普及・啓発に努め、給付対象者の正確な把握により、利用促進を図ります。

③身体障害者自動車改造助成金交付事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
身体障害者自動車改造助成金 交付事業	1	1	1

単位：件（利用件数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の社会参加を支援するため、事業の周知・啓発に努め、利用促進を図ります。

④身体障害者自動車操作訓練事業

《見込量》

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
身体障害者自動車操作訓練事業	1	1	1

単位：件（利用件数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 事業の周知・啓発に努め、自動車の運転免許の取得を支援し、障害のある人の社会参加を促進します。

3 その他活動指標【障害福祉計画】

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の 基本指針	<p>■地域生活支援拠点等の充実</p> <p>令和8年度末までの間、各市町村または各圏域において地域生活拠点等を整備するとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

≪見込量≫

指標	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
地域生活支援拠点等の整備数	3箇所	3箇所	3箇所
地域生活支援拠点等の運用状況の 検証回数	3回	3回	3回

≪取り組みの方向性≫

- 地域生活支援拠点等については、令和5年度に有田圏域で3箇所整備しており、今後は運用状況の検証・検討を年3回行い、機能の充実を図ります。

(2) 発達障害のある人に対する支援

国の 基本指針	<p>発達障害のある人の早期発見・早期支援には、発達障害のある人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切に対応ができるよう、発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが求められています。</p> <p>■ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数</p> <p>■ペアレントメンターの人数</p> <p>■ピアサポートの活動への参加人数</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

≪取り組みの方向性≫

- 本町では、支援プログラム等の実施はしていませんが、発達障害のある人に対する支援として、関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実に努めます。

(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<p>成果目標でもある「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して、関係者によって構成される協議の場の運営のほか、精神障害を抱える方を支える各種サービスの利用見込みについて、具体的な目標値を定めることが求められています。</p>
	<p>■保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数</p>
	<p>■保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数</p>
	<p>■保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</p>
	<p>■精神障害者の地域移行支援の利用者数</p>
	<p>■精神障害者の地域定着支援の利用者数</p>
	<p>■精神障害者の共同生活援助の利用者数</p>
	<p>■精神障害者の自立生活援助の利用者数</p> <p>■精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数</p>

《見込量》

指標	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	5回※	5回※	5回※
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人※	15人※	15人※
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回※	1回※	1回※
精神障害のある人の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の共同生活援助利用者数	8人	8人	8人
精神障害のある人の自立生活援助利用者数	0人	0人	0人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	新規	新規	新規

※有田圏域（有田市、有田川町、広川町、湯浅町）での目標値

《取り組みの方向性》

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障害のある人の地域移行を支援する各種サービスの提供を行います。また、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、圏域の関係者間での連携のもと、精神障害のある人の地域生活における支援体制の構築を図ります。

(4)相談支援体制の充実・強化等

<p>国の 基本指針</p>	<p>成果目標でもある「相談支援体制の充実・強化のための取組」に関して、基幹相談支援センターあるいはセンターに準じた役割を持つ相談支援体制が担う各機能について、具体的な目標値を定めることが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■基幹相談支援センターの設置 ■訪問等による専門的な指導・助言 ■相談支援事業者の人材育成の支援 ■相談機関との連携強化の取り組みの実施 ■個別事例の支援内容の検証の実施回数 ■主任相談支援専門員の配置数
--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《見込量》

指標	目標値
基幹相談支援センターの設置	有※
訪問等による専門的な指導・助言	維持※
相談支援事業者の人材育成の支援	継続実施※
相談機関との連携強化の取り組みの実施	継続実施※
個別事例の支援内容の検証の実施回数	24 回※
主任相談支援専門員の配置数	1 人※

※有田圏域（有田市、有田川町、広川町、湯浅町）での目標値

《取り組みの方向性》

- 基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的な相談支援を継続して行うとともに、関係機関と連携し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の 基本指針	成果目標でもある「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に関して、障害者総合支援法の理念を理解した行政職員の育成に向けた取組について、具体的な目標値を定めることが求められています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ■障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無 ■障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数 ■指導監査結果の共有体制の有無 ■指導監査結果の共有の実施回数

《見込量》

指標	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回

《取り組みの方向性》

- 障害福祉サービスに係る研修参加や事業所との障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築を図ります。

4 障害児福祉サービスの見込量と確保方策【障害児福祉計画】

障害児福祉サービス

≪見込量≫

サービス名	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
児童発達支援	590	590	590
	59	59	59
放課後等デイサービス	1001	1027	1053
	77	79	81
保育所等訪問支援	0	0	0
	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0
	0	0	0
障害児相談支援	46	64	89
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	2	2	2

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分、下段 人（実利用人数）

障害児相談支援については、人（実利用人数）

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、人（配置数）

※数値は1月当たり

≪確保方策≫

- 障害のある子どもが必要な支援を地域で受けることができるよう、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、関係機関と支援に関する情報の共有を推進することで、適切なサービスの提供に努めます。
- 利用者が増加傾向にある、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、身近な地域で支援が受けられるよう、引き続き提供体制の確保を図ります。
- 関係機関が連携して情報を共有し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努めるとともに、障害のある子どもだけでなく、障害のある子どもを療育する家族のサポートに努めます。
- 医療型児童発達支援については、圏域にサービスを提供できる事業所がないため数値を見込んでいませんが、必要に応じて提供体制の確保及び支援を行います。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和5年度より配置しており、今後も状況に応じた体制を構築します。

第5章 推進体制

1 一人ひとりの障害特性に沿った相談・支援体制の実施

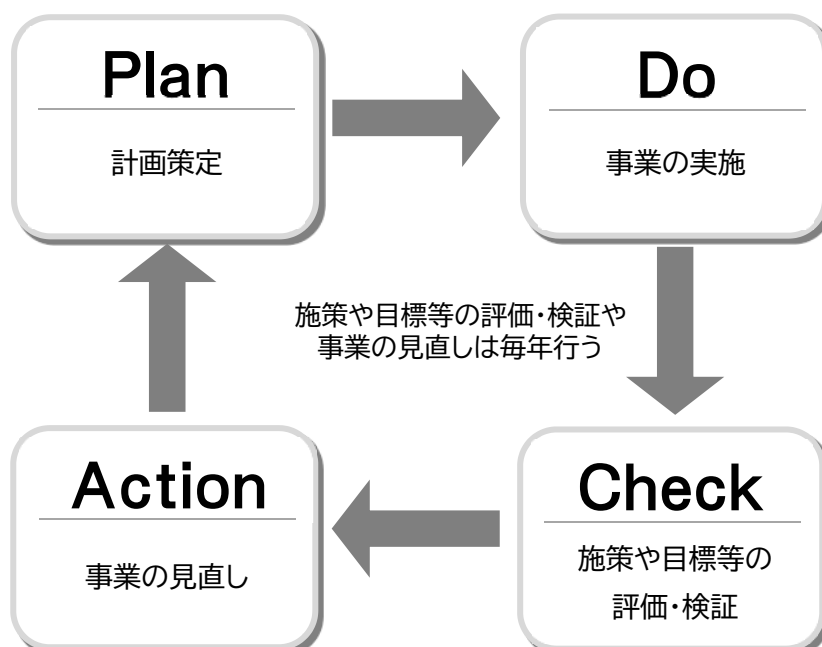
障害のある人が必要とする支援は、障害の種類や家庭・生活状況、就労の有無等によって一人ひとり異なります。地域住民やサービス提供事業者、行政は、それらを踏まえ、一人ひとりに沿ったきめ細やかな相談・支援を実施していく必要があります。また、問題の早期解決につなげるためにも、相談窓口が身近な存在であることが重要です。

障害のある人への理解の促進に努め、障害の有無に関わらず誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で相互に支え合う基盤づくりや社会参加の促進、支援体制等の充実を図ります。

2 計画の管理と評価

計画の進行管理にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、評価・検証を行います。本計画（Plan：計画）に基づいた事業の実施状況（Do：実施）について、計画推進における課題や取り組みの妥当性に関する評価（Check：点検・評価）を担当課や関係部署において毎年度行い、その結果を次期計画の策定委員会における計画見直しの基礎資料として活用（Action：改善・見直し）することで、新たな計画の策定（Plan）につなげ、継続的な改善に取り組みます。

◆PDCAサイクル



資 料

1 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会設置要綱

平成18年9月29日

告示第68号

改正 平成24年3月30日告示第13号

平成29年9月29日告示第23号

(設置)

第1条 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に
当り、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、有田川町障害者計画及び
障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 障害福祉事業関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 行政関係者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその
職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、福祉計画の策定が終了するまでの間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、やすらぎ福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第13号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日告示第23号)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

氏名	役職	所属
森谷 信哉	総務文教福祉常任委員会 副委員長	有田川町議会
上嶋 徹	理事	有田川町民生委員児童委員協議会
玉置 勝	会長	有田川町身体障害者福祉連盟
上裕 勇	副会長	有田川町障がい児者父母の会
佐武 政之	有田圏域障害児相談支援事業所 ゆい所長	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団
杉谷 修	おもと園園長	社会福祉法人おもと会
山崎 貞子	理事長	社会福祉法人きびコスモス会
中尾 さなえ	カラフルビーンズ管理者	一般社団法人 Smile スミレ会
石井 可奈子	おひさま園園長	社会福祉法人ひまわり福祉会
宮本 公美子	地域福祉課課長	有田川町社会福祉協議会
林 哲弘		有田川町こども教育課
栗山 敦子	保健師	有田川町健康推進課

3 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年9月1日(金)～ 13日(水)	事業所調査の実施
令和5年10月20日(金)	第1回有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員会 ○有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定概要 ○事業所調査結果 ○策定スケジュールについて
令和5年12月25日(月)	第2回有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員会 ○団体ヒアリングについて ○第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について
令和6年1月15日(月)～ 2月15日(木)	パブリックコメントの実施
令和6年2月22日(木)	第3回有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員会 ○パブリックコメントの結果について ○有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の承認

4 用語集

あ行

◎アクセシビリティ

アクセスのしやすさ、利用のしやすさのことを表す。「情報アクセシビリティ」は、障害のある人や高齢者等の年齢・身体的条件に関わらず、ホームページ等で提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるようにすることを表す。

◎医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入等、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。従前は看護師や家族が行っていたが、近年の制度改正により、一定の研修を受講すれば介護職員等もたん吸引等を行うことができるようになっている。

か行

◎合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限の原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮。

さ行

◎社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの。障壁には、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない慣習、偏見等が含まれる。

◎障害支援区分

障害のある人の障害の多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分。最も支援が必要な区分6から区分1までの6段階があり、これにより受けられるサービスの種類等が決まる。

◎自立支援協議会

障害福祉に関わる多種多様な問題に対し、障害のある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

◎成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

た行

◎地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携・協力して、一体的に提供する仕組みのこと。

は行

◎ピアサポート

同じような共通項と対等性を持つ人同士の支え合いを表す言葉であり、障害のある人生に直面し、同じ悩みを経験してきたことを活かして仲間として支えること。

◎福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと

◎ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことで、具体的にどのような対応ができるかを学習するためのトレーニング。

◎ペアレントプログラム

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動を理解できるようにしたり、同じ悩みを持つ仲間を見つけたりすることを目的としたグループプログラム。

◎ペアレントメンター

発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のこと。同じ保護者の立場から自身の経験を活かし、発達障害のある子どもを育てている保護者等へのサポートを行う。

や行

◎ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、様々な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行・編集：有田川町 やすらぎ福祉課

〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町大字中井原 136-2

TEL：0737-22-4501 FAX：0737-32-3575
